



発行 東京都

目次

告示

○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律による特定事業の選定……………(生活文化スポーツ局スポーツ施設部施設整備第一課)……………一

公告

- 建築基準法による道路の指定……………七
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………七
- 再開発等促進区を定める地区計画の原案……………七
- …(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)……………七
- 開発行為に関する工事完了……………七
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………七
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………一九
- …(産業労働局商工部地域産業振興課)……………一九
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………二〇

告示

●東京都告示第千二百六十号

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (平成十一年法律第十七号) 第七条の規定に基づき、有明アーバンスポーツパーク整備運営事業を特定事業として選定したので、同法第十一条第一項の規定により、

特定事業の選定に当たつての客観的な評価の結果を公表する。

令和四年九月二十日

東京都知事 小池 百合子

特定事業(有明アーバンスポーツパーク整備運営事業)
の選定について

令和4年9月

東京都

はじめに

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)第7条の規定に基づき、有明アーバンスポーツパーク整備運営事業(以下「本事業」という。)を特定事業と選定したので、PFI法第11条第1項の規定により特定事業の選定における客観的な評価の結果を公表する。

令和4年9月20日
東京都知事 小池 百合子

1 事業内容

(1) 事業名称

有明アーバンスポーツパーク整備運営事業

(2) 事業の対象となる公共施設等の名称

有明アーバンスポーツパーク

(3) 公共施設等の管理者等

東京都知事 小池 百合子

(4) 事業の目的

臨海副都心・有明北地区には、東京の新たなスポーツ・文化の拠点となる有明アリーナをはじめ、1万人を収容できる有明コロシアムを含む有明テニスの森公園テニス施設等、令和3(2021)年に開催された東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「東京2020大会」という。)の競技施設が集積し、東京2020大会後も都民の利用に供される。また、民間開業によるホテルやイベントホール、商業施設などの集客施設の整備も進んでおり、地区の北側には海辺の特性を生かした有明親水海浜公園が整備され、水と緑に親しめる都市空間が形成される。

東京都(以下「都」という。)は、平成28(2016)年12月、この有明北地区を、有明アリーナを核として東京2020大会のレガシーを生かしたスポーツとイベントでにぎわうまち、「有明レガシーエリア」と位置付けることとした。また、平成29(2017)年4月には、「新規恒久施設の施設運営計画」を策定し、その中で、東京2020大会の仮設スポーツ施設の一部を残置・移設、スポーツカフェ・ショップ等を設置することによりアーバンスポーツゾーンを形成することとした。

それらの構想は、その後の「都市づくりのブランドデザイン」(平成29(2017)年10月策定)、「長期戦略ビジョン」(令和元(2019)年12月策定)、「未来の東京」戦略(令和3(2021)年3月策定)においても引き継がれ、有明レガシーエリアは、「スポーツ・ウェルネス・シティ」プロジェクトとして、東京2020大会のレガシーを最大限に生かし、誰もが生き生きとスポーツに親しみ、ウェルネスを実現できるよう、最先端技術等を有する民間企業等との連携など、スポーツを核とした新たな価値や魅力を創出することとしている。その中で、アーバンスポーツゾーンに、東京2020大会時の仮設施設を活用し、若者に人気のある都市型スポーツの場である有明アーバンスポーツパーク(以下「当施設」という。)を整備することとした。

こうした上位計画における方向性を踏まえ、東京2020大会のレガシーを生かし、スポーツを核とした新たな価値や魅力を創造する持続可能なまちづくりを推進するため、令和4(2022)年1月に、「臨海副都心有明北地区まちづくりマスタープラン」及び「臨海副都心有明北地区まちづくりガイドライン(改定)」のまちの将来像を、「東京2020大会のレガシーをはじめとした多様な機能の集積により、魅力的なライフスタイルを築しめる複合市街地」に見直しとともに、住宅系用地を公園緑地用地に変更するなど土地利用計画の変更を行った。また、拡張する有明親水海浜公園は、大会開催を記念する公園と

して整備し、周辺施設とも連携したにぎわい創出の拠点としていくこととした。

当施設については、同年同月、「TOKYOスポーツレガシービジョン」を公表し、東京2020大会のレガシーを活かし、スケートボード、スポーツクラフティング(ボルトタリソグ)、3x3バスケットボール施設(以下「アーバンスポーツ施設」という。)を整備するとともに、民間事業者の創意工夫により、地域のにぎわい創出に貢献する施設を併設することとした。

さらに、令和4(2022)年3月に策定した「東京ベイeSOまちづくり戦略2022」においても、東京2020大会のレガシーを発展させ、水と緑に親しみたいと安らぎが感じられるまちを形成するとしている。

これらを踏まえ、当施設は有明レガシーエリアの中で、東京2020大会のレガシーを活かし、アーバンスポーツの盛り上がりを引き継ぎ、発展させるとともに、地域のにぎわい創出に貢献することを目的とする。

(5) 事業の概要

本事業においては、有明レガシーエリアにおいて、東京2020大会のレガシーとなるアーバンスポーツを体感できる場として、大会レガシーゾーン、広場及び多目的ゾーンからなる当施設を整備・運営することでスポーツによるにぎわいを創出する。

本事業の実施に当たっては、民間の資金、創意工夫及び技術的・経営的能力等を活用し、効率的・効果的な事業推進を図るため、PFI法に基づいて行う。

(6) 特定事業の業務内容

特定事業として事業者が実施する業務は、次に掲げるものとし、各業務の詳細については、募集要項等において示す。

ア 設計業務

(ア) アーバンスポーツ施設、管理棟、その他都が整備する工作物(以下、管理棟及び

その他都が整備する工作物を合わせて、「管理施設」という。)の改修設計(任意)

(イ) 多目的ゾーン植栽、照明等電気設備等(以下「基盤施設」という。)の設計

(ウ) 事業者の提案により整備するスポーツ施設等(以下「多目的施設」という。)の設計

(エ) 近隣対応業務

イ 改修・建設工事業務

(ア) アーバンスポーツ施設及び管理施設の改修工事(任意)

(イ) 基盤施設の建設工事

(ウ) 多目的施設の建設工事

(エ) 近隣対応業務

ウ 工事監理業務

エ 開業準備業務

- (イ) 広報・誘致・予約管理業務
- (ロ) 利用規則の策定業務
- (ハ) 備品調達業務
- (ニ) 職員研修業務
- (ホ) 関係者との調整業務
- (ヘ) 近隣対応業務
- (コ) その他の業務

オ 維持管理業務

- (イ) アーバンスポーツ施設、管理施設の維持管理及び小規模な修繕
- (ロ) 基盤施設の維持管理及び小規模な修繕
- (ハ) 多目的施設の維持管理及び修繕

カ 運営業務

- (イ) スポーツ大会・各種イベント等の誘致
- (ロ) 予約受付、調整等、利用料金の収受
- (ハ) 広報・誘致等
- (ニ) スポーツ教室事業等の運営
- (ホ) アーバンスポーツ施設、多目的施設の運営
- (ヘ) 安全対策業務
- (コ) 駐車場・駐輪場管理業務
- (ク) 行政・周辺施設との連携業務
- (ケ) 事業期間終了後の引継ぎ
- (コ) 近隣対応業務
- (セ) 事業者による追加投資
- (ソ) 一時滞在施設運営業務

キ 原状回復業務

- (イ) 多目的施設の撤去等
- (ロ) 近隣対応業務

(7) 事業方式

ア アーバンスポーツ施設及び管理施設

都から東京都海上公園条例（昭和50年東京都条例第107号）第10条に基づき海上公園施設の設定及び管理に関する許可（以下「設置許可」という。）を受けた上で、事業者が都の所有する当該施設を借り受け、PFI法に基づき、事業者が自ら提案した設計・改修を行った後、事業期間中の維持管理業務及び運営業務を実施する R0 (Rehabilitate-Operate) 方式により行う。

イ 基盤施設

土地を借り受け、PFI法に基づき、事業者が自ら提案した設計・建設を行った後、当該施設の所有権を都に移転し、都から設置許可を受けた上で、事業期間中の維持管理業務を実施する BTO (Build-Transfer-Operate) 方式により行う。

ロ 多目的施設

土地を借り受け、PFI法に基づき、事業者が自ら提案した設計・建設を行った後、都から設置許可を受けた上で、事業者が当該施設の所有権を保有したまま、事業期間中の維持管理業務及び運営業務を実施する B00 (Build-Own-Operate) 方式により行う。

(8) 土地等の使用に関する事項

設置許可に係る使用料、工事期間中の土地賃借料及び建物・工作物に係る賃付料は無償とすることを予定している。

(9) 事業期間（予定）

事業期間は、以下のアからオまでの期間とする。

ア 開業準備期間

事業契約締結日（令和5（2023）年6月予定）から運営期間開始日（令和7（2025）年3月予定）まで
 大会レガシーゾーン及び広場は、都による整備完了後、都が先行管理を行う。先行管理期間は、令和6（2024）年3月から全面開業日の前日（令和7（2025）年3月予定）までとする。

イ 設計期間

事業契約締結日（令和5（2023）年6月予定）からアーバンスポーツ施設の改修工事開始日（令和6（2024）年3月以降で都との協議により定める日）及び基盤施設及び多目的施設建設工事開始日の前日まで
 基盤施設及び多目的施設建設工事開始日は、全面開業日を考慮し、都と協議の上定めること。

ロ 改修・建設工事期間

(イ) アーバンスポーツ施設及び管理施設の改修
 改修工事開始日（令和6（2024）年3月以降で都との協議により定める日）から全面開業日の前日（令和7（2025）年3月予定）まで
 なお、運営期間においても、事業者による追加投資により整備等を行うことができる。

(イ) 基盤施設及び多目的施設の建設工事

工事開始日(都と協議により定めた日)から全面開業日の前日(令和7(2025)年3月予定)まで

なお、工事期間は、事業者の提案により短縮することができる。

工事期間の短縮により、運営期間開始日が、上記の都の先行管理期間開始日と同日となる場合は、都は大会シガシーゾーン及び広場の先行管理は行わない。

また、運営期間においても、事業者による追加投資により整備等を行うことができる。

工 運営期間

全面開業日(令和7(2025)年3月予定)から令和17(2035)年2月28日まで

ただし、全面開業日は遅くとも令和7(2025)年3月31日までとすること。

なお、事業者の提案により、整備期間を短縮し、全面開業日を前倒した場合でも、運営期間は最長で10年間とする。短縮した整備期間を運営期間に算入することはできない。

オ 原状回復期間

令和17年(2035)年3月1日から同年9月30日まで

なお、全面開業日を前倒した場合は、原状回復期間の開始日も前倒しする。

(10) 事業スケジュール(予定)

年	月	事業内容	備考
令和5(2023)	年6月	事業者との事業契約締結	ア 開業準備期間
令和5(2023)	年6月から	設計、改修・建設工事	イ 設計期間
		ただし、改修業務は令和6(2024)年3月以降のみ実施可能	ウ 改修・建設工事期間
令和7(2025)	年2月末	なお、アーバンポーツ施設及び管理施設は、令和6(2024)年3月から全面開業日まで都が先行管理を実施	
令和7(2025)	年3月	事業者による全面開業	エ 運営期間
令和17(2035)	年2月末	事業運営業務終了	
令和17(2035)	年3月から	事業者による原状回復	オ 原状回復期間
令和17(2035)	年9月末	事業契約終了	

(11) 事業者の収入

事業者は運営業務により得られる収入を収受できる。ただし、利益の一部を都に還元するプロフィットシェア等を導入する。詳細は、募集要項等において示す。

(12) 事業者が実施する業務について

事業者が実施する業務に係る費用は、上記(11)の収入により回収するものとし、事業契約書等に特段の定めがある場合を除き、都は事業者に対し本事業の実施に要する費用を支払わないものとする。ただし、基盤施設の整備費用の一部については、別途協定等を締結の上、支払うものとする。詳細は、募集要項等において示す。

(13) 本事業の実地に関する協定等

都は、上記(12)に定める協定等のほか、PFI法に定める手続に従い本事業を実施するため、次に掲げる協定等を締結する。

ア 基本協定

都は、選定された民間事業者との間で、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。

なお、基本協定書(案)は、募集要項等において示す。

イ 事業契約

都は、基本協定の定めるところにより、都議会への報告を経た後に、事業契約を締結する。

なお、事業契約書(案)は、募集要項等において示す。

(14) 遵守すべき法令、許認可等

事業者は、本事業の実施に当たり必要とされる関係法令(関係する施行令、施行規則、条例等を含む。)等を遵守する。

なお、関連法令に基づく許認可等が必要な場合は、事業者の負担によりその許認可等を取得しなければならない。

(15) 事業期間終了時の措置

事業者は、事業期間中の維持管理業務を適切に行うことにより、事業終了時点においても、アーバンポーツ施設、管理施設及び基盤施設を良好な状態に保持していなければならない。

アーバンポーツ施設に加えた改修部分、事業者が整備した多目的施設、運営期間中事業者が追加投資した部分については、原則として全て事業者の責任及び費用負担により撤去・原状回復するが、協議の上で残置を認める場合がある。

また、都又は都が指定する第三者は、事業実施のために事業者の所有する資産のうち、必要と認められたものを買収することができる。

2 特定事業の選定方法

(1) 選定基準

都は、本事業をPFI法に基づく特定事業として実施することで、本事業を効率的かつ効果的に実施でき、サービス水準の向上が期待できる場合に、本事業を特定事業に選定する。

(2) 客観的評価

本事業を都が従来手法（分離分割発注方式及び指定管理方式）で実施する場合とPFI事業として実施する場合とを比較することにより、客観的評価を行った。

ア 定量的評価

客観的な評価においては、できる限り定量的に行うことが望ましいが、定量化が困難な場合は、客観性を確保した上で定性的な評価を行うこととなっている。本事業は、次のような点から、「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」を参考とし、定量的評価は優先交渉権者選定時に行うこととし、定性的な評価により選定する。

(ア) 事業者の自主性と創意工夫が発揮されるように、本施設の利用料金については、原則として事業者の提案に基づき設定することとしている。

(イ) 多目的施設は、事業者の提案により整備できることとしており、当該提案内容により、設計業務、改修・建設工事業務、工事監理業務、開業準備業務、維持管理業務、運営業務及び原状回復業務の内容が大きく異なる。

(ロ) 本事業は、大会レガシーゾーンと多目的ゾーンとをあわせて、その相乗効果をもって、一体的に運営し、地域のにぎわい創出に貢献する施設を目指すものである。多目的ゾーンの施設内容に応じて、入場者数、利用料金収入、運営費、維持管理費等変動するものであり、現段階では、正確な定量的評価を算出することができない。

なお、多目的ゾーンの施設内容によって変動する相乗効果を除き、PFI事業とすることにより、縮減が期待できる経費について、以下のとおり参考として示す。

【参考値】

- ・多目的ゾーンの施設整備にかかる経費 約7億円
- ・大会レガシーゾーンにかかる指定管理料 年間約14百万円（10年間計約1.4億円）

イ 定性的評価

(ア) 創意工夫を生かした施設整備

本施設は、東京2020大会のレガシーを活かし、アークスポーツを築き上げる場を整備するとともに、各種スポーツの振興に寄与し、有明北地区のにぎわい創出に資す

る施設とすることを目指している。

本事業を特定事業とすることにより、少ない都の財政負担で、多目的施設の整備やアークスポーツ施設の改修を事業者の創意工夫を活かし行うことが可能となる。その結果、各種スポーツ施設や売店、カフェ等の施設構成を柔軟に組み合わせることにより、地域の利用者ニーズ等を捉え、幅広い利用者に利用される施設とすることができる。

(イ) 創意工夫を生かした事業活動と良質なサービスの提供

本事業を特定事業とすることで、民間事業者の運営ノウハウや創意工夫を生かした事業活動が可能となり、質の高いスポーツ大会や各種イベント等の誘致・開催、様々なスポーツ教室等の開催によるスポーツ実施者の裾野拡大及びアークスポーツ施設と多目的施設との相乗効果による地域のにぎわい創出への貢献等、本施設の知名度を向上させ、施設のアピールを高める戦略的な運営が可能となる。

また、民間事業者の良質なサービスを継続的に利用者に提供することにより、利用者満足度が高まり、イベントの主催者や利用者に選ばれる施設となることが期待され、東京2020大会のレガシー施設の有効活用を図ることができる。

さらに、まらのにぎわい施設としての機能を発揮することにより、有明北地区への集客にもつながり、新たな付加価値を提供することができる。

(ロ) 効率的な各業務の実施

施設整備、維持管理及び運営等を個別に発注する場合と比較して、時直を得た業務の実施や業務間の連携が図られ、効率的な業務の実施が可能になる。

(ハ) リスク分担の明確化による安定した事業運営

本事業の計画段階においてあらかじめ発生するリスクを想定し、その責任分担を都と民間事業者の間で締結する実施契約において明確にすることで、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能となり、円滑な業務遂行や安定した事業運営の確保が期待される。

3 結論

以上のことから、本事業は特定事業として実施することにより、客観的評価に示した様々な効果が期待できる。

したがって、本事業をPFI法第7条の特定事業として選定することが適当である。

●東京都告示第千二百六十一号
 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和四年九月二十日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）
------------	-------	------------------------

法第四十二条第一項第四号の規定による道路	令和四年九月六日	清瀬市中清戸三丁目三百九十五番二、三百九十六番一及び三百九十七番一の各一部、同番一地区並びに同番三、三百九十八番五、四百六十八番一、同番三、同番四、四百七十一番一、同番三、同番四、同番十一、同番十三及び同番十五の各一部、同番十八、四百七十四番一の一部、同番二並びに同番
----------------------	----------	--

公 告

三から同番五まで及び同番十二の各一部、同番二十一、同番三十四の一部並びに同番三十六から同番三十九まで

再開発等促進区を定める地区計画の原案について

東京都再開発等促進区を定める地区計画等の案の作成手続に関する条例（平成元年東京都条例第三十六号。以下「条例」という。）第二条の規定により、再開発等促進区を定める地区計画の変更の原案を次のように公告し、縦覧に供する。

なお、条例第四条の規定により、同原案に係る区域内の土地の所有者及び都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第十条の四に規定する利害関係を有する者は、縦覧開始の日から起算して三週間を経過する日までに、知事に対して意見書を提出することができる。

令和四年九月二十日

東京都知事 小 池 百合子

- | | |
|--------|--------------------------------------|
| 一 名称 | 勝どき六丁目地区地区計画 |
| 二 位置 | 変更する区域
中央区勝どき六丁目地内 |
| 三 区域 | 別図一のとおり |
| 四 縦覧場所 | 東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課（東京都庁第二本庁舎十 |

- | | |
|-----------|--|
| 五 縦覧期間 | 二階北側）及び中央区役所
公告の日の翌日から起算して二週間 |
| 六 意見書の提出先 | 新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課 |

- | | |
|------|-------------|
| 一 名称 | 品川駅東口地区地区計画 |
| 二 位置 | 変更する区域 |

港区港南一丁目、港南二丁目及び品川区北品川一丁目各地方

- | | |
|------|---------|
| 三 区域 | 別図二のとおり |
|------|---------|

- | | |
|--------|---|
| 四 縦覧場所 | 東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）並びに港区役所及び品川区役所 |
|--------|---|

- | | |
|-----------|--|
| 五 縦覧期間 | 公告の日の翌日から起算して二週間 |
| 六 意見書の提出先 | 新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課 |

- | | |
|------|-------------|
| 一 名称 | 田町駅東口地区地区計画 |
| 二 位置 | 変更する区域 |

港区芝浦三丁目及び芝浦四丁目各地方

- | | |
|------|---------|
| 三 区域 | 別図三のとおり |
|------|---------|

- | | |
|--------|---|
| 四 縦覧場所 | 東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）及び港区役所 |
|--------|---|

- | | |
|-----------|--|
| 五 縦覧期間 | 公告の日の翌日から起算して二週間 |
| 六 意見書の提出先 | 新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課 |

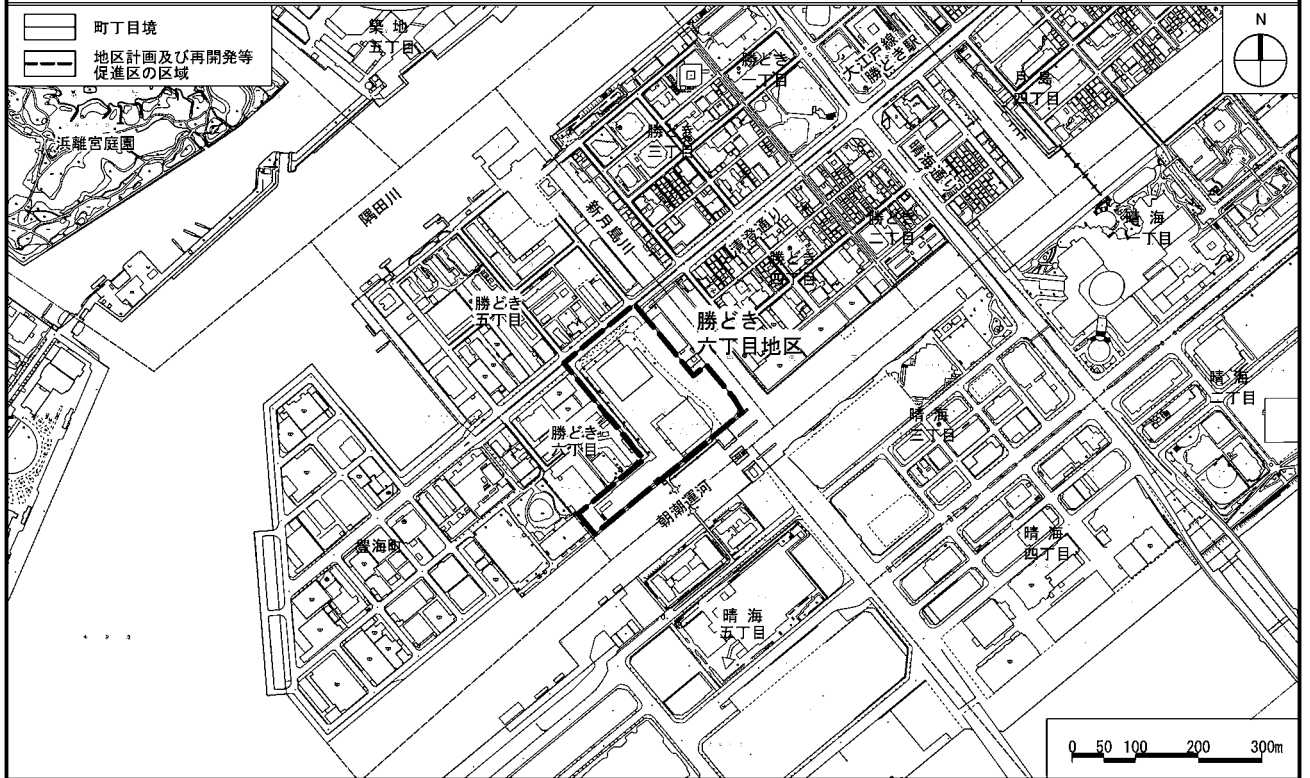
都市計画課	一 名称 位置	東五反田地区地区計画 変更する区域	二 位置	品川区東五反田二丁目、東五反田三丁目及び北品川五丁目各地内 別図十一のとおり	三 区域	別図十一のとおり	四 縦覧場所	東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）及び品川区役所	五 縦覧期間	公告の日の翌日から起算して二週間	六 意見書の提出先	新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課
三 区域	四 縦覧場所	別図十三のとおり	五 縦覧期間	公告の日の翌日から起算して二週間	六 意見書の提出先	新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課	一 名称	武蔵小山駅東地区地区計画 変更する区域	二 位置	品川区小山三丁目地内	三 区域	別図十四のとおり
一 名称 位置	二 位置	西品川一丁目地区地区計画 変更する区域	三 区域	品川区西品川一丁目、西品川二丁目、西品川三丁目、大崎一丁目及び広町二丁目各地内 別図十六のとおり	四 縦覧場所	東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）及び品川区役所	五 縦覧期間	公告の日の翌日から起算して二週間	六 意見書の提出先	新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課	一 名称	豊島八丁目地区地区計画 変更する区域
二 位置	三 区域	北区豊島八丁目、王子五丁目及び神谷一丁目各地内 別図十七のとおり	四 縦覧場所	東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）及び品川区役所	五 縦覧期間	公告の日の翌日から起算して二週間	六 意見書の提出先	新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課	一 名称	臨海町二丁目地区地区計画 変更する区域	二 位置	江戸川区臨海町一丁目及び臨海町二丁目各地内
都市計画課	一 名称 位置	東品川四丁目地区地区計画 変更する区域	二 位置	品川区東品川三丁目及び東品川四丁目各地内 別図十二のとおり	三 区域	別図十二のとおり	四 縦覧場所	東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）及び品川区役所	五 縦覧期間	公告の日の翌日から起算して二週間	六 意見書の提出先	新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課
三 区域	四 縦覧場所	別図十三のとおり	五 縦覧期間	公告の日の翌日から起算して二週間	六 意見書の提出先	新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課	一 名称	武蔵小山駅東地区地区計画 変更する区域	二 位置	品川区小山三丁目地内	三 区域	別図十四のとおり
一 名称 位置	二 位置	西品川一丁目地区地区計画 変更する区域	三 区域	品川区西品川一丁目、西品川二丁目、西品川三丁目、大崎一丁目及び広町二丁目各地内 別図十六のとおり	四 縦覧場所	東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）及び品川区役所	五 縦覧期間	公告の日の翌日から起算して二週間	六 意見書の提出先	新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課	一 名称	豊島八丁目地区地区計画 変更する区域
二 位置	三 区域	北区豊島八丁目、王子五丁目及び神谷一丁目各地内 別図十七のとおり	四 縦覧場所	東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）及び品川区役所	五 縦覧期間	公告の日の翌日から起算して二週間	六 意見書の提出先	新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課	一 名称	臨海町二丁目地区地区計画 変更する区域	二 位置	江戸川区臨海町一丁目及び臨海町二丁目各地内

- 三 区域 別図十八のとおり
- 四 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十
二階北側)及び江戸川区役所
- 五 縦覧期間 公告の日の翌日から起算して二週間
新宿区西新宿二丁目八番一号
- 六 意見書の提出先 東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

別図1

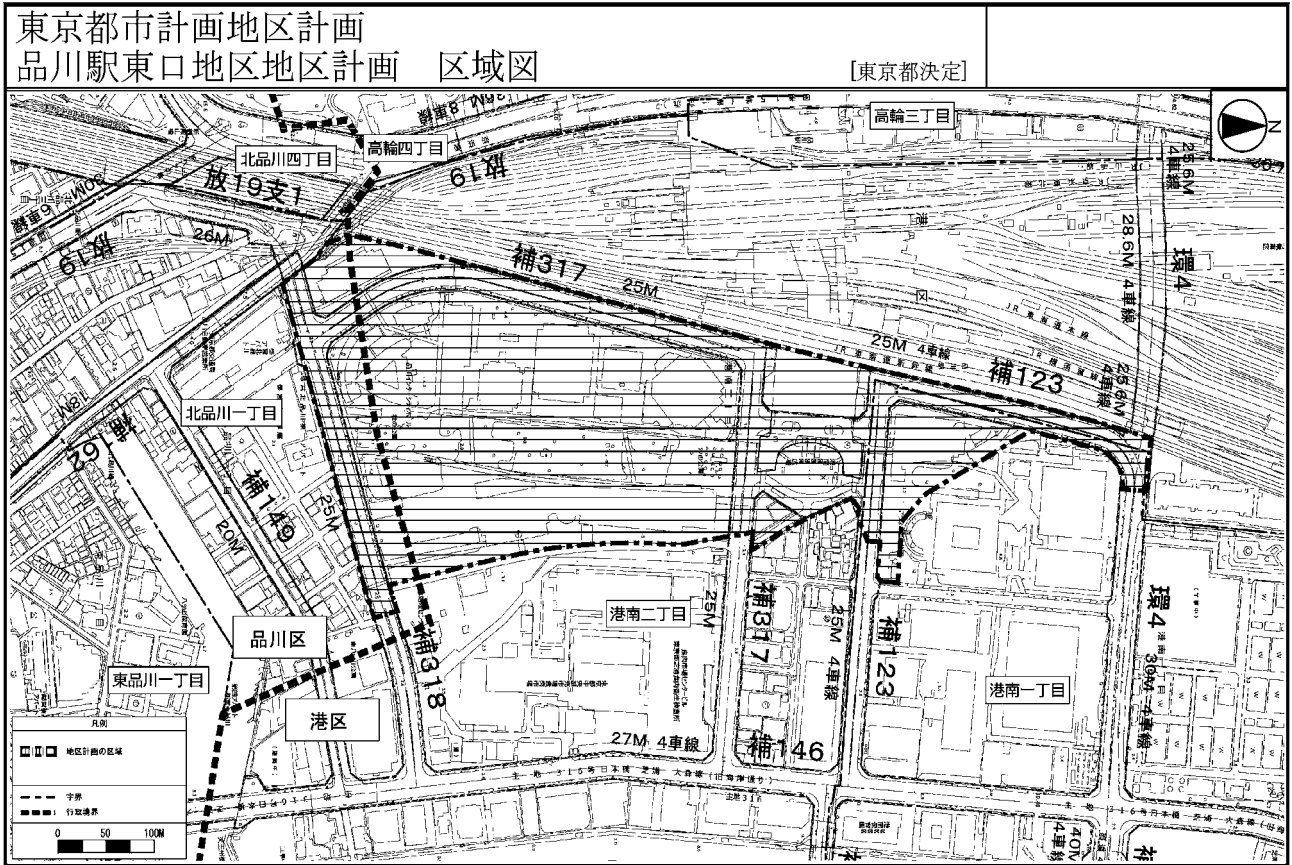
東京都市計画地区計画
勝どき六丁目地区地区計画 区域図

[東京都決定]



この地図は、国土地理院長の承認(平成24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(2都市基交第287号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号) 2都市基街都第40号、令和2年6月5日 (承認番号) 2都市基街第110号、令和2年8月21日

別図2



別図3

